

令和2年4月10日

第34回水俣市農業委員会

第34回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 水俣市役所仮庁舎2階「第二会議室」
- 2 開催日時 令和2年4月10日
 開会 9時30分
 閉会 10時42分
- 3 出席委員
 農業委員 12名 1番 元村 善二 君 8番 山澤 親徳 君
 2番 松本 公昭 君 9番 苗床 勝美 君
 4番 戸次 治夫 君 10番 坂本 隆司 君
 5番 田上 哲人 君 11番 池田 郁雄 君
 6番 森口 信二 君 12番 田畑 和雄 君
 7番 廣島 康雄 君 14番 中村 清治 君
 推進委員 14名 15番 向田 博 君 22番 坂口 新一 君
 16番 草野 武雄 君 23番 山口 初憲 君
 17番 竹下 正治 君 24番 前田 仁 君
 18番 野間 勝 君 25番 瀧上 民雄 君
 19番 山内 秋光 君 26番 森下 義孝 君
 20番 溝口 幸一 君 27番 下鶴 信雄 君
 21番 前島 春美 君 28番 古里 一幸 君
- 4 欠席委員
 農業委員 2名 3番 松田 時義 君 13番 友田 勝久 君
 推進委員 0名
- 5 議事日程
 第1 議事録署名委員の選出
 第2 報告事項(1) 農地転用許可後の工事の完了について
 報告事項(2) 合意解約通知について
 報告事項(3) 農用地利用配分計画の認可について
 報告事項(4) 許可不要転用について
 議第132号 非農地証明書交付について
 議第133号 農地法第3条の許可申請について
 議第134号 農地法第5条の許可申請について
 議第135号 農用地利用集積計画の申出について
- 6 農業委員会事務局
 局長 本田 聖治
 局次長 大川 尊
 参事 本村 広揮
 参事 松原 真樹

議長
(元村善二君)

只今より第34回水俣市農業委員会会議を開催いたします。
本日の出席の農業委員は12名です。欠席農業委員は、3番、松田委員と13番、友田委員です。
よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本日の会議は成立いたしました。
本日の署名委員は、4番、戸次委員、5番、田上委員にお願いいたします。
なお、農地利用最適化推進委員は全員出席です。
議事に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。本日は5番の田上委員にお願いいたします。

5番委員
(田上哲人君)

・農業委員会憲章
一、農業委員会は、食料の自給率と自給力を維持、向上させるため適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。
以上です。

議長

ありがとうございました。
続きまして報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局次長
(大川尊君)

はい、議長。

議長

はい、事務局次長。

事務局次長

報告事項について、ご説明申し上げます。
報告事項(1)農地転用許可後の工事の完了について、でございます。
議案書は、1ページになります。1件でございます。
表の左側から2列目の会議日におきまして、ご審議いただき、その後、左側から4列目の日付で許可を受けた件につきまして右側から2列目の日付で工事完了報告書の提出がありました。そこで右端の確認日におきまして、現地を調査しましたところ、許可内容のとおり工事が完了しておりましたので、御報告申し上げます。
報告事項(2)合意解約通知について、でございますが、議案書が2ページになります。1件でございます。
県農業公社から転借人が借りられていた農地につきまして、規模縮小のため、合意解約したものです。
次に、報告事項(3)農用地利用配分計画の認可について、でございます。
議案書は3ページになります。
まず、令和2年3月10日の第33回会議で、貸人から熊本

県農業公社への農用地利用集積計画の申出について、ご審議いただきました。これについて、転借人への賃借について、令和2年3月19日付けで熊本県知事の認可がありましたので御報告申し上げます。

土地の所在は、議案書記載のとおりです。現況地目は田、面積が2,236㎡です。

期間が令和2年5月1日から令和12年4月30日までの10年間となっております。

次に、番号の2ですが、先程、報告事項(2)で御報告いたしました合意解約に伴い、貸人の土地につきまして、熊本県農業公社が転貸人となり、転借人への賃借について、令和2年3月19日付けで熊本県知事の認可がありましたので、御報告申し上げます。

土地の所在は、議案書記載のとおりで、現況地目は田。面積は合計で2,849㎡です。

期間は令和2年4月1日から令和8年9月30日までの6年6月です。

いずれも利用目的は水稻で、10アール当りの借賃は玄米120kgとなっております。利用権の種類は賃借権となっております。場所は4ページの方に記載しております。

次に、報告事項(4)許可不要転用について、でございます。議案書は5ページになります。2件でございます。

2件とも、携帯電話等のエリア拡大のための無線基地局建設が理由となっております。

まず、番号1ですが、届出人、土地の所在は、議案書記載のとおりとなっております。

地目は台帳、現況ともに畑で、面積は5,248㎡の内51.08㎡となっております。

場所は6ページに記載しております。

次に、番号の2ですが、届出人、土地の所在は、議案書記載のとおりとなっております。

地目は台帳、現況ともに田で、面積は2,223㎡の内12.50㎡です。

場所は8ページの方に記載しております。

以上で、報告事項を終わります。

議長

はい、ありがとうございました。

報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。

議第132号、非農地証明書交付について、議第132号を議題といたします。

関係委員の説明をお願いします。

7番委員
(廣島康雄君)

はい。

議長

はい、7番、廣島委員。

7番委員

おはようございます。

議第132号、非農地証明書交付について、説明いたします。

申請人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。

地目、台帳は畑、現況は山林でございます。面積が2,033㎡でございます。

土地の現況の詳細につきましては、議案書に書いてありますとおり、昭和55年8月頃から耕作を中止し、杉、桧、はぜ、樫、竹等が生育しています。

申請地はですね、12ページを見てください。

現地の調査を4月6日に、申請人の息子さんと行政書士、事務局3名、向田委員、私の7名で行いました。

申請地は森林化しておりまして、農地への復元は難しい状況でございました。

また、周囲も森林化しておりまして、申請地を非農地としても周囲の営農等に全く支障なく、今後土地の改良などの事業も見込まれる場所でもありません。

現地調査の結果、非農地としても何ら問題ないと思われまので、御審議の程よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議 長

はい、ありがとうございました。

推進委員の方から何か補足説明がありましたらお願いします。

(なしと言うものあり)

議 長

ないようですね。

関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第132号、非農地証明書交付については、交付してもよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

議第132号、非農地証明書交付につきましては、農地法第2条第1項の農地には該当しないため、証明書を交付することと決定します。

次に移ります。

議第133号、農地法第3条の許可申請について、議第133号を議題といたします。

関係委員の説明をお願いします。

14番委員
(中村清治君)

はい。

議長

14番、中村委員。

14番委員

おはようございます。

議第133号、農地法第3条の許可申請について、説明いたします。

議案書は15ページをご覧ください。

番号1と2について説明いたします。

譲渡人、譲受人、申請地の土地の所在は、議案書記載のとおりです。

地目は台帳、現況とも田。面積は337㎡。

番号2の譲渡人、申請地の土地の所在は、議案書記載のとおりです。

地目は台帳、現況とも畑。面積は2筆合計の644㎡。

申請理由は贈与による所有権移転です。

譲受人の状況につきましては、議案書記載のとおりで、4人で農業を行っておられます。

耕作面積は、議案書記載のとおりで、ほとんど耕作をされておりま

す。譲受人の農作業の従事日数につきましては、年間150日以上は従事されています。下限面積40アールは超えております。

申請地は16ページをご覧ください。

現地調査を4月6日、行政書士、事務局3名と古里委員、私の6名で行い、周辺の農地の利用状況等を確認してまいりました。

周辺は、水田と畑になっております。譲受人も、水稻と自家用野菜の栽培を経営されておりますので、周辺の農地の農業上の孤立的且つ、総合的な利用の確保には支障はないと考えられます。

この周辺は基盤整備事業の計画が進んでおります。今、換地作業をしておりますが、譲渡人は、基盤整備事業が始まる事から不換地にしたいとの事で、譲受人に、無償で譲渡するとの事です。

以上ですが、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件は満たしていると思われま

すので、御審議の程よろしくお願

議長

これで説明を終わります。
ありがとうございました。

	次をお願いします。
2 番委員 (松本公昭君)	はい。
議 長	2 番、松本委員。
2 番委員	<p>おはようございます。</p> <p>農地法第3条の議題133号について、3番、4番、5番を説明いたします。</p> <p>3番、譲渡人は、議案書記載のとおりで、持ち分24分の2。それから4番、譲渡人は、議案書記載のとおりで、持ち分が24分の8です。</p> <p>5番、譲渡人は、議案書記載のとおりで、持ち分24分の8。譲受人は、議案書記載のとおりで、持ち分が24分の5であります。</p> <p>土地の所在は、議案書記載のとおりです。地目は台帳、現況とも畑です。面積は225㎡。</p> <p>2筆目が、台帳、現況とも田で、面積が221㎡。</p> <p>3筆目が、台帳、現況とも田で、面積が592㎡。</p> <p>4筆目が、台帳、現況とも田で、面積は536㎡。合計1,574㎡。</p> <p>譲受人の状況としましては、議案書記載のとおりで、専業農家であります。</p> <p>まだまだ元気で、やる気はあられると思います。</p> <p>従いまして、下限面積につきましては、申請地の面積と自作地の合計面積で40アールは超えています。</p> <p>申請地は17ページをご覧ください。</p> <p>現地調査を4月6日に事務局3名と、行政書士、譲受人、農地利用最適化推進委員の淵上民雄さんと私で行いました。</p> <p>現地は、長年、譲受人が耕作されており、譲受人以外の持ち分の方が、農地を譲りたいと言っておられたのですが、やっと名義変更することになりました。</p> <p>従いまして、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件は満たしていますので、御審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>以上で終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>推進委員の方から、何か補足説明がありましたら、お願いします。</p> <p>(なしと言うものあり)</p>
議 長	それでは、関係委員より詳しく説明がありましたので、御質疑、

	御意見は、ございませんか。
10番委員 (坂本隆司君)	はい。
議 長	10番、坂本委員。
10番委員	3番、4番、5番の分がですね、持ち分が23になっておりますけど、そこは、間違いなのか。
2番委員	調整がついていない方が1名いらっしゃいますので、その調整がつけば、また議題に上がると思います。
10番委員	全体の土地の24分の1がまだということか。
事務局 (本村広揮君)	事務局です。24分の1持たれてる方の名義変更がまだできてないというところで、今回、最終的には24分の23、譲受人が持たれる形になって、今後24分の1に関しては、手続きがされていくだろうという話です。
議 長	他には、御質問はありませんか。 (なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御異議もないようですので、議第133号、農地法第3条の許可申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可してよろしいでしょうか。 (異議なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御異議もないようですので、議第133号、農地法第3条の許可申請については、許可することと決定いたします。 次に移ります。 議第134号、農地法第5条の許可申請について、議第134号を議題といたします。 関係委員の説明をお願いします。
9番委員 (苗床勝美君)	はい、議長。
議 長	はい、9番、苗床委員。

9 番委員

みなさん、おはようございます。

議第134号、農地法第5条申請について、1番と2番について説明いたします。

まず1番の方です。

譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。

地目は台帳、現況とも田というようなこととございます。面積は3筆合わせまして1,856㎡。ここは昨年までですね、水田を作っておられたというようなこととございました。

転用目的・転用理由、太陽光発電施設の調整池というようなこととございます。

施設の概要、資金計画につきましては、議案書記載のとおりとございます。

現地はですね、21ページと22ページをご覧ください。

去る4月6日に草野委員、行政書士、事務局で現地調査を行いました。隣接に水田とか畑がありますが、周辺には被害はないと判断してきました。

よって、現地調査の結果、農地法第5条の転用に関わる許可基準により、太陽光発電施設の調整池を造っても問題ないと判断して参りましたので、御審議の程よろしくお願いいたします。

次に、2番を説明いたします。

これは松田委員の管轄ですけれども、代理で説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。

地目は台帳、現況とも田とございます。面積は305㎡。

転用目的、理由は宅地造成とございます。

施設の概要、資金計画は、議案書記載のとおり、というようなこととございます。

申請地は、23ページと24ページを見ていただければと思います。

4月6日に竹下委員、譲受人、行政書士、事務局で現地調査を行ってきました。

隣接に水田がありますが、宅地造成しても周辺には被害はないというふうに判断してきましたので、よろしくお願いいたします。

なお、雨水につきましては、すぐ横に農業用水路が流れており、そこに流すというようなこととございました。

よって、現地調査の結果、農地法第5条の転用に関わる許可基準により、宅地造成をしても問題ないと判断して参りましたので、御審議の程よろしくお願いいたします。

以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。

推進委員の方から何か補足説明がありましたら、お願いしま

す。

17番委員
(竹下正治君) はい。

議長 はい、17番、竹下委員。

17番委員 2番の方ですが、地目は台帳、現況とも田となっていますが、現況はですね、もう、埋め上げて畑地にしてありますので、すぐ宅地になるんじゃないかと思います。
以上です。

議長 はい、他にありませんか。

(なしと言うものあり)

議長 関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。

10番委員 はい。

議長 はい、10番、坂本委員。

10番委員 1番ですね。今回、5条申請で上がってきておりますけど、この面積。この太陽光は、しばらくストップになった訳ですけど、何で中止になったか上手く見えてきた所でございます。
この面積、これ全部調整池になるんですよね？

事務局 調整池の敷地になります。

10番委員 私が先月の会議の後に言ったんですけど、いきなり今回上がってきて、前回の議題126号で上がってきて、ここは、議題の127号で非農地判定に上がったんですね。非農地判定にかかってたけれども、農業委員さんは、1筆調査で非農地じゃないということで上げとったのを、126号で非農地判定を出されております。

ここも関わるとるわけですから、非農地にした時にここを造らなければ、太陽光が先に進まないわけですね。
これが変な方向に流れた時には、大変なことになる可能性があります。

前回の非農地はどうだったんだろうかと、前回の会議の終わった後に質問したところでございますが、非農地になったわけ

ですので、どこにどう渡ったかは、私達は知る由はないかと思
いますけど、重大な問題に繋がる可能性もありますので、慎重
にやっついていかないと難しい問題になる可能性があります。

事務局

すみません、非農地と転用の関係かと思うんですけども。

前回、非農地と判断した箇所について、例えば非農地って
いうような判定を農業委員会がしなかった場合、今回の転用申請
でその分も上がってきて、審議するって形になったかと思いま
す。

そこで、非農地判断が正しかったのか、正しくなかったのか、
ってというような話なんでしょうか。

10番委員

農業委員が調査して非農地として判断していなかったから、
これは、求めるのであれば、先月の5条申請で上げてこなければ、
ひょっとしたら違うところに足元を見られて、違うところが
非農地にしたら、違う人も買うことができるわけですから。

そういう時には、大変な問題が起きる可能性がありますので、
リスクを少なくするためには、やっぱり農業委員が非農地と判
定しなかったから、5条申請で持ってこないと正しい判断はで
きないと思いますけど。

それで、調整池を造らないと太陽光は今現在止まっているん
ですね。工事も進んでいない。何で止まっているというのは、調整
池が足りなかったから止まっているんですね。

事務局

すみません、それに関しては前回説明したかと思うんですけ
ど。

基本的に非農地か非農地じゃないかってところは、その農
地の状況を見て、客観的に現状とか、周りの状況とか、そうい
ったところで判断をする。

前回、そういったところで、農業委員さん、推進委員さん、
現地に行かれて調査しました。

その中で、非農地と認めるのが妥当ということで、会全体と
して、非農地にしたと思っています。

今回の転用に関しては実際、耕作をされてて遊休農地じゃな
いとか、そういった部分で転用が必要ということで、転用申請
が出されていると思います。

非農地として判断したところに関しては、農業委員会として
は農地じゃないので、そこはタッチできない部分になっている
んですね。

その事業目的が非農地とする判断に加わるかって言われ

ば、加わらない部分かと思imasuので、そこの状況を見て判断する。非農地として判断したので、農業委員会としては問題はないんじゃないかなと思います。

10番委員

先月の非農地判定の中に、長野地域も入ってますね。

でも、これに漏れている。1筆調査で農業委員は非農地として認めていない。それを、126号で非農地にしている。おかしいじゃない。1筆調査で非農地じゃない判定をしている。

事務局

坂本さんが言われるのは、利用状況調査の中でそこはB分類に判断されていない。そういった中で非農地証明願が出されて、そこを非農地にしました。それはおかしいんじゃないか？っていうような話ですよ？

10番委員

その前の時は、ここは5条申請で上がっている。

ここだけ何で非農地でしたかということですね。その中で、ここも調整池。今問題になってる。太陽光が先に進んでいない地区を非農地にしとる訳です。

事務局

そこに関して言えば、前回の会議でそこを非農地ってした判断がおかしいって事になると思うんですけども。

10番委員

いや、そこはおかしいじゃなくて、これらの判断はきちっと常識をふまえてしていかなければ、問題が起きたときは大変ですよ。

これがもし、事業者が買っていなかったら、他の人に渡っていたら、この工事も完全にストップなんですよ。5条申請にしてくれば目的があるからってことを先月の会議の後に・・・。

5条申請で出さないといけないところは、5条申請で持ってこなければ、こんな問題があるところは、農業委員の資質が問われますよ。

ここの住民も早く太陽光が先に進むよう言われてる。何で止まったかが、今までわからなかった。こっちが先に出てくれば非農地はなかった。非農地になつとるから、これが事業者にいつとらん可能性もある。1筆調査で非農地と判断をしとらん訳ですから。

16番委員

(草野武雄君)

田んぼそのものがまだ残っていた。

下は坂本さんと一緒に回って、非農地にした。譲受人の田んぼだけは残ってた。残ってたところは調整池にしたい。

貯水池が足りないらしいから。少し容量が足りないというこ

とで、調整池を造っていくことになったらしい。

10番委員

文句じゃなくて、きちっと5条申請なら5条申請で持ってこなければ、なかなか問題が起きますよってこと。

こういう時は5条申請で持ってこないと。そうでしょ、議長？

議長

今回の申請地は、現在は田んぼ？

16番委員

田んぼ。

議長

まだ、荒地にはなっていない？

16番委員

荒れていない。

事務局

非農地証明願いが出された時に、事務局の判断で非農地にできません、できます、って言えないので、一旦出していただいて、現地調査をしてどうするかっていう判断になるかなと思うんですね。

そこで、非農地になりました、ということなので農業委員会の判断としては、間違っていないのかなと思うんですけどね。

10番委員

間違っではないけれども、指導は行っていかないと問題がおきますよ、ということを行っている。

非農地にするのはいいけれども、問題が起きてるところだから、太陽光も止まってる所だから、慎重にいてくださいよと。5条申請でもってくれば間違いはないですよと。別に非農地にして、間違っ方向に行ったら大変なことになるんじゃないの。5条申請で許可が下りるんだから、5条申請でもらった方がいいですよと。周り全部、5条申請できてるんだから。

それが農業委員の仕事じゃないの？事務局の仕事じゃないの？問題がないようにちゃんとしていかないと。問題は起きないかもしれないけど、問題が起きやすいやり方をしてるから。公務員だから。

議長

いいですか。

以上。

10番委員

間違いとか、間違いじゃないとか、そういう問題を起こさないような扱いをしていかなきゃいけないですよ。

議 長

はい、わかりました。
そういうことですので、今後注意していただきたいと思います。
他にございませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

ないようですので、議第134号、農地法第5条の許可の申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可相当と判断し、本会の意見として決定してもよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第134号、農地法第5条の許可申請については、本会の意見として決定いたします。

次に移ります。

議第135号、農用地利用集積計画の申出について、議第135号を議題といたします。

まず、新規設定の1番、2番、3番について、関係委員の説明をお願いします。

8番委員
(山澤親徳君)

はい。

議 長

8番、山澤委員。

8番委員

おはようございます。

議題135号、農用地利用集積計画の申出について、利用権新規、番号1につきましては、借人が同じですので続けて説明いたします。

番号1、貸人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。

地目は、台帳、現況とも田です。面積は1,112㎡、1筆です。

番号2、貸人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。

地目は、台帳、現況とも田です。面積は、1204㎡、1筆です。合わせて2筆合計で2,316㎡でございます。

始期、終期は令和2年5月1日から令和7年4月30日まで。期間は5年間となっております。利用目的は野菜です。借賃は10アール当り、1万円でございます。利用権の種類は、賃借

権でございます。

借人及び借人の経営面積につきましては、議案書記載のとおりです。

世帯員は2人で、農業に従事され、全部効率よく利用されています。

今回の農地を借りて、経営拡大を図るとのことでございます。

申請地は、議案書28、29ページをご覧ください。

周囲はほとんど水田と畑になっております。

貸人の状況につきましては、高齢と後継者がいないために耕作できないとの事でした。借りていただいて、今回は助かりましたということでございます。

以上でございますが、農業経営基本強化促進法第18条の3項の各要件は満たしていると思われますので、御審議の程、よろしくお願いいたします。

これで説明を終わります。

議長

はい、ありがとうございました。

3番を中村委員。

14番委員
(中村清治君)

農用地利用集積計画の申出について、新規の3番について説明いたします。

貸人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。

地目は台帳、現況とも畑でございます。面積1,159㎡。

始期、終期は令和2年6月1日から令和12年5月31日。

期間は10年間でございます。利用目的は野菜。借賃は無償でございます。利用権の種類は使用貸借権。

申請地は30ページをご覧ください。

これは、熊本県農業公社による機構集積事業の計画分でありまして、転借人が、熊本市中央区水前寺6丁目18番1号、公益財団法人熊本県農業公社理事長島田邦満さん、を介してですね、6月から借りる予定でございます。

以上です。

議長

はい、ありがとうございました。

それでは、何か御質問はございませんか。

事務局

議長。

議長

はい、事務局。

事務局

山澤委員が説明の中で、利用目的、野菜と言われたんですけど、水稻でよろしかったでしょうか？

8 番委員 いや、私は聞いてないんですけども。水稻となってたけど先ほど訂正で野菜と言ったでしょ。

事務局 それは、3 番です。

8 番委員 3 番ですか？
訂正してください。

議 長 水稻に訂正です。
他にはありませんか。
御質疑、御異議もないようですので、議第 1 3 5 号、農用地利用集積計画の申出、1 番、2 番、3 番については、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。

次に移ります。

4 番、5 番については、借人である戸次委員は、農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項の規定により議事に参与することはできませんので、別室への退場をお願いします。

(戸次委員退場)

議 長 それでは、4 番、5 番について、説明をお願いします。

2 番委員 はい。

議 長 はい、2 番、松本委員。

2 番委員 議題 1 3 5 号、農用地利用集積計画の申出について、4 番、5 番を説明いたします。

貸人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。地目は台帳、現況とも田です。面積が 2, 3 2 6 m²。もう 1 筆が、地目、台帳、現況とも田。3, 5 2 4 m²の内の一部で 2, 4 6 3 m²です。合計 4, 7 8 9 m²。

利用目的は水稻。期間は 5 年です。借賃は 1 0 アール当り、粃 6 0 kg。利用権の種類は賃借権です。

借人及び借人の経営面積は、議案書記載のとおりです。

それから 5 番、借人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。

地目は台帳、現況とも田です。面積が 3, 0 3 4 m²。

始期、終期は令和 2 年 5 月 1 日から令和 7 年 4 月 3 0 日までの 5 年間。利用目的は水稻。借賃は全体で粃 6 0 kg。利用権の種類は賃借権。

借人は同じです。

場所は、31ページになります。

借人は農業委員もされており、下限面積も40アール以上ありますので、何ら問題はないと思われま

す。この新規の4番の方はですね、貸人がちょっと体調を崩されて、家族の方がおるんですが是非やってもらいたいということで、今回の利用権の新規設定になりましたけれども、貸人が元気になられた時には、すぐ解約できるようにということになっております。

それからですね。5番の方はですね、田んぼが湿原になっておりますので、大変耕作しにくいということで全体で、籾60kgとなっております。本当は再設定なんです

が、JAによる円滑化事業の転換が進まなかったために、利用権設定の新規ということになりましたので、よろしく願いいたします。以上ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われま

議長

はい、ありがとうございました。

推進委員の方から何か補足説明がありましたらお願いします。

(なしと言うものあり)

議長

関係委員より詳しく説明がありましたが、議質疑、御意見はございませんか。

(なしと言うものあり)

議長

議質疑、御異議もないようですので、議第135号、農用地集積計画の申し出について、承認してよろしいですか。

(なしと言うものあり)

議長

御質疑、御異議もないようですので、議第135号、農用地利用集積計画の申出については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。

戸次委員の入場を認めます。

(戸次委員入場)

議長

これもちまして、全提出議案の審議が終わりましたので、

第34回水俣市農業委員会会議を終了いたします。
お疲れ様でした。

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員